

令和2年度

出 資 団 体
監 査 報 告 書

八代市監査委員

八 市 監 第 2 3 7 号
令 和 3 年 3 月 1 5 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様
八 代 市 議 会 議 長 中 村 和 美 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通
八代市監査委員 上 原 治
八代市監査委員 古 嶋 津 義

出資団体監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

なお、本出資団体監査における指摘事項について措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知願います。

目 次

○株式会社 いずみ

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	1
6	監査の実施場所及び日程	2
7	対象団体の概要	2
8	監査の結果	3
9	意見・要望	4
	参考資料	5

1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年3月17日監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査

3 監査の対象

- (1) 団体の名称 株式会社 いずみ（以下「(株) いずみ」という。）
- (2) 主管課 泉支所地域振興課

4 監査の着眼点

監査においては、八代市監査基準に従い、対象の出資団体の出納その他の事務の執行が出資の目的に沿って行われているか、適正かつ効率的に行われているか。また、主管課の指導及び監督が適正に行われているかを主眼とし、次の事項を着眼点として実施した。

(1) 団体に関する事項

- ・ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ・ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ・ 人件費の内容、金額は事業規模に比し適正か。
- ・ 収益率、財務比率など経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 関係帳票の整備、記帳及び領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・ 会計経理及び財産管理は適切か、経費節減は図られているか。

(2) 主管課に関する事項

- ・ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ・ 株券等の保管は良好か。
- ・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ・ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- ・ 増・減資はあるか、配当金は確実に収入されているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

平成29年度から令和元年度における出資に係る事務事業の実施状況。
なお、必要に応じて他年度の執行分も対象とした。

(2) 監査の方法

上記(1)の事務事業を対象として、監査対象団体及び主管課から提出された事務事業の執行状況の資料及び関係書類について、代表取締役等から説明を受け、関係諸帳簿と証拠書類との照合による審査を行うとともに、関係職員から聴取・質疑を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 対象団体等の聴取・質疑

八代市公民館生涯学習室及び監査委員事務局

(2) 実施日程

令和3年2月4日から令和3年2月19日まで

7 対象団体の概要

令和2年4月1日現在

名 称	株式会社 いずみ
設立年月日	平成10年4月1日
所在地	八代市泉町下岳 3296 番地 1
資本金	5,500 万円
出資額	5,000 万円 (出資比率 90.9%)
役員・従業員	代表取締役 福岡 博司 取締役 4 名 監査役 2 名 従業員 13 名
設立の目的	産業経営を活性化させ地域振興を図り、官民一体となり各産業相互の連携を深め、中核施設であるふれあいセンターいずみ及び農林産物流通加工施設の管理運営の受託を行うことを目的として、旧泉村(市町村合併後は八代市) 出資の第三セクターとして設立された。
主な事業	(1) 観光施設の管理運営に関する事業 下記施設の利用申請受付、利用許可及び料金徴収並びに施設及び設備の維持管理及び修繕 ① ふれあいセンターいずみ ② 農林産物流通加工施設 (2) 自主事業 ① 食堂・レストラン・喫茶店の経営及び管理 ② 土産品店の経営及び管理 ③ 農畜産物・林産物・きのこ類の加工及び販売

経営成績の状況

(単位：円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収 益	80,747,333	79,484,243	76,068,456
費 用	80,286,989	79,233,333	78,881,529
税引前当期純利益	460,344	250,910	△2,813,073
法人税、住民税及び事業税	208,634	208,622	208,644
当期純利益	251,710	42,288	△3,021,717
利益剰余金	△27,899,131	△27,856,843	△30,878,560

8 監査の結果

(株) いずみの事業運営について、設立目的に沿って概ね適正に行われていると認められたが、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じた場合には、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行ったので記述を省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

(1) 団体に関する指摘事項

- ① 基本給、賃金改定及び賞与の決定において、取締役会を開催した上での承認が得られていなかった。

基本給等の決定に当たっては、取締役会を開催し、その承認を得た上で、決裁をとるようにしていただきたい。

- ② 就業規則、経理規程及び賃金規程の規定内容に、次のような整合性が取れていないものや、現状に合わないものが見られた。

規則・規程等の内容を精査し、労働基準法等との準拠や規則・規程間の整合を図るとともに、現実に則したものとなるよう見直しを行っていただきたい。

(ア) 就業規則及びパートタイマー就業規則について

- ・ 就業規則に、休職期間が満了したときその日を退職とし、その翌日に社員としての身分を失うことが規定されていたが、労働基準法の解雇制限の規定に準拠していない。
- ・ パートタイマー就業規則に、適用される職が規定されておらず、適用範囲が不明確である。

(イ) 経理規程について

- ・ この規程を運用する統括責任者は、館長とすると規定されていたが、現在、館長という職はなく、現状と合っていない。

- ・ 給与の前渡しはできないと規定されていたが、賃金規程には、既往分の賃金を前渡しすることが規定されており、両規程の整合が取れていない。
- ・ 給与の支払は本人の受領印により行うと規定されていたが、実際は口座振込で行われており、現状と合っていない。
- ・ 「通常の会計処理については別に定める。」「上記事項の担当は、組織規程による。」と規定されていたが、別の定めや組織規程が無い。

(ウ) 賃金規程について

- ・ 賃金は毎月25日に支払い、その日が休日に当たるときはその前日に支払うと規定されていたが、休日の前日も休日の場合があり、この場合には支払うことができない。
- ・ 賃金計算期間の途中に入社、退職等した場合のその月の賃金の計算式中、1か月平均所定労働日数とすべきものが、1か月平均所定労働時間となっていた。

(2) 主管課に関する指摘事項

(株) はずみに出資している株券が、財産台帳に記載されていなかった。

八代市有財産取扱規則第18条の規定に基づき財産台帳を整備していただきたい。

9 意見・要望

(株) はずみは、平成10年にふれあいセンターはずみ及び農林産物流通加工施設を管理運営する目的で設立され、現在まで両施設を管理運営し、地域の振興と経済発展に寄与してきた。

(株) はずみの経営成績を見ると、当期純利益は、平成28年度決算の3,907千円の赤字から、平成29年度は252千円、平成30年度は42千円と7期ぶりに黒字に転じたものの、令和元年度決算では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、3,022千円の赤字となったことにより、利益剰余金については、令和元年度決算で30,879千円の赤字であり、株主資本が24,121千円に減少し厳しい経営状況にある。

現在の厳しい経営状況を打開するため、インターネット、マスコミ等を活用した積極的な情報発信や各種イベントの実施による利用者の増加や営業活動を推進することによる販路拡大を図ることによって売上高を増加させ、一方、利益率の高い商品の導入や加工所での加工作業の効率化により売上原価を減少させることによって営業利益の増加を図り、経営改善に努めていただきたい。

今回の監査においては、(株) はずみの規則、規程等について、法律の改正に伴う見直しが行われていないものや、現実に則していない規定内容等が見られた。

速やかに規則、規程等の整備を行い、それらに基づき適切な事務処理を行っていただきたい。

主管課においては、(株) はずみの事業実施状況、経営成績及び財政状況を十分把握した上で、適切な指導監督を行うことが求められている。産業経営を活性化させ地域振興を図

り、官民一体となり各産業相互の連携を深めるという設立目的を達成するために、(株)い
ずみの現状と課題を共有し、経営改善に向けた取り組みについてさらに連携を強化し、安
定経営に向けて、出資者として、適時適切な指導監督を行っていただきたい。

